

## Ⅷ 特別支援教育巡回相談員制度について

### 1 制度の趣旨

本県の特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）を設置し、幼稚園、小学校、中学校（以下「小・中学校等」という。）に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図る。

### 2 巡回相談員の職務（「特別支援教育巡回相談員設置要綱」より）

- (1) 要請のあった小・中学校等を訪問し、学級担任等に対して、助言又は援助を行う。
  - (2) 要請のあった小・中学校等を訪問し、学校全体の特別支援教育に関する体制について、助言又は援助を行う。
  - (3) 特別支援教育について情報提供を行う。
  - (4) 必要により専門家チームと帯同訪問を行い、連携・協力による支援を行う。
- ※児童生徒の実態及び学校のニーズに合った活用方法を御検討ください。

### 3 要請手続

- (1) 要請期間 原則として、5月下旬～1月下旬  
(この期間以外の派遣や緊急の派遣については、下北教育事務所教育課長へ連絡し、相談する。)
- (2) 要請回数 原則として、1校につき年間2回程度  
(成果や改善点を把握し、系統的・継続的な支援のため、2回は実施することが望ましい。)
- (3) 要請内容（例）
  - ア 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応の仕方
  - イ 特別支援学級の経営（特別の教育課程、指導要録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、通信票、年間指導計画、教室環境など）
  - ウ 幼児児童生徒の実態把握や支援（障害の特性の理解、諸検査の結果を活用した指導など）
  - エ 学習指導（自立活動、生活単元学習、日常生活の指導、作業学習、教材・教具の工夫及び活用など）
  - オ 交流及び共同学習、通常の学級との連携の仕方
  - カ 保護者・関係機関との連携の仕方
  - キ 校内支援体制（特別支援教育コーディネーター及び校内委員会などの在り方）

※ 次の場合は要請内容に含まれないので、留意してください。

  - ・幼児児童生徒に対する直接の指導、検査等の実施
  - ・保護者との面談

巡回相談員から受けた助言内容は、確実に校内で共有し、次年度へ引き継いでください。

#### (4) 要請手順

##### <小・中学校>

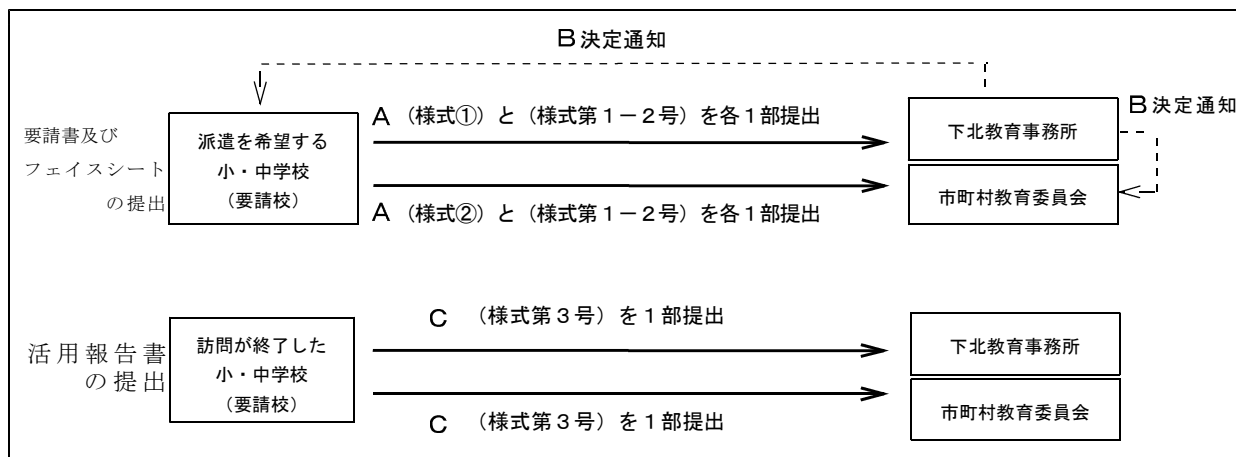
ア 管内の小・中学校は、令和6年4月の「令和6年度特別支援教育巡回相談員の派遣について（通知）」により、青森県電子申請・届出システムにて派遣の有無を回答する。5月中旬頃に、下北教育事務所から派遣を希望した学校へ「巡回相談員派遣一覧」を送付する。

イ 派遣日決定後、派遣を希望した学校（以下「要請校」という。）は、派遣日3週間前までに要請書（様式①・②）とフェイスシート（様式第1-2号）を下北教育事務所及び所管する市町村教育委員会に提出する。（下図内Aの部分）※フェイスシートは対象児童生徒1人につき1枚の提出とする。

ウ 下北教育事務所から関係市町村教育委員会及び要請校へ派遣の決定を通知する。（下図内Bの部分）

エ 要請校の学級担任等相談者は、相談日の1週間前までに、巡回相談員に対して電話で相談内容等の詳細を連絡する。

オ 要請校は、巡回相談員の訪問が終了した後、3週間以内に活用報告書（様式第3号）を下北教育事務所及び所管する市町村教育委員会へ提出する。（下図内Cの部分）



※ 上記要請書、フェイスシート及び活用報告書の提出については、郵送を基本とします。

##### <幼稚園>

幼稚園については、園長が特別支援学校の校長へ直接派遣を要請する。

#### (5) その他

ア 特別支援学級を初めて担当する教員が所属する学校は、夏季休業前までのなるべく早い時期に訪問を受けられるように要請することが望ましい。（特別支援学級を初めて担当する教員は、青森県総合学校教育センターの「特別支援教育新担当教員研修講座」及び下北教育事務所主管の「特別支援教育新担当教員実地研修会」を受講することが望ましい。）

イ 巡回相談員の旅費は、青森県教育委員会が負担する。

### 3 様式について

#### (1) 要請書（様式①） ※小・中様式

下北教育事務所長 殿	文 書 番 号 令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日  ○○○学校 校長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)
<b>特別支援教育巡回相談員の派遣要請書</b>	
このことについて、下記のとおり要請します。	
記	
1 日 時 令和 年 月 日 ( )	※ 一度に複数名の相談を希望する場合は、2 (1)をコピーし、(2) (3)とするなどしてその旨がわかるよう記入する。
2 対象児童生徒 (○で囲む)	(1) 特別支援学級・通常の学級 (第 学年) 男・女
3 日 程 (例)	(1) 13:45～13:55 日程等の確認 (2) 14:00～14:45 5時間目参観 (○○○) (3) 15:00～16:00 学年主任、学級担任、教科担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等との話し合い (4) 16:00～16:20 <u>校長への報告</u>
4 巡回相談員所属校職・氏名	※ 相談員は助言内容について、校長に報告することとなっているため、報告を受けるための時間を設定する。やむを得ず、校長が不在の場合は教頭へ報告する時間とする。
5 指導を受けたい内容 (箇条書き)	(1) (2) ※ 40頁の「3 (3)要請内容 (例)」を参考に、指導を受けたい内容を大まかに記入する。その際、43頁の「フェイスシート (様式第1-2号)」にある【備考】に記載した内容との整合性を図る。

#### (2) 要請書（様式②） ※小・中様式

○○○教育委員会 教育長 ○ ○ ○ ○ 殿	文 書 番 号 令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日  ○○○学校 校長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)
<b>特別支援教育巡回相談員の派遣要請について</b>	
このことについて、下記のとおり要請しましたので報告します。	
記	
※ 以下は、下北教育事務所に提出する文面と同様にする。	

(3) フェイスシート (様式第1-2号) ※幼・小・中共通様式

※対象幼児児童生徒1人につき1枚とし、要請書と一緒に提出する。

(様式第1-2号)

特別支援教育巡回相談フェイスシート

※ 学級担任等、相談者の氏名を記入する。

※相談したい内容等について○を書いてください。 ( 学校 ) ( )

障害種	年齢段階	支援内容	合理的配慮の観点
視覚障害	乳児期	子どもの学習のつまずきに関する支援	①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
聴覚障害	幼児期	子どもの行動上の問題に関する支援	①-1-2 学習内容の変更・調整
盲ろう	小学校期	子どもの実態把握に関する支援	①-2-1 情緒・コミュニケーション及び教材の配慮
肢体不自由	中学校期	子どもの進路や就労に関する支援	①-2-2 学習機会や体験の確保
病弱・身体虚弱	高校期	子どもの心理面に関する支援	①-2-3 心理面・健康面の配慮
言語障害	大学・成人期	学校システム・学級経営等に関する支援	②-1 専門性のある指導体制の整備
情緒障害		教育課程の編成に関する支援	②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
知的障害		教材・教育支援機器に関する支援	②-3 災害時等の支援体制の整備
知的障害を伴う自閉症		医療・福祉等、他機関との連携に関する支援	③-1 校内環境のバリアフリー化
高機能自閉症 アスペルガー症候群		保護者との連携に関する支援	③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
ADHD		その他( )	③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
LD			
重複障害			
その他			

【備考】

※ 42頁派遣要請書の「5 指導を受けたい内容」に記載したことについて、対象幼児児童生徒の実態や現在の支援内容、指導を受けたい内容等の詳細を記入する。必要に応じて、校内支援体制の概要を記入する。(巡回相談員が把握できるようにするため。)

※ 一度に複数名の相談を希望する場合は、どの幼児児童生徒のフェイスシートなのかがわかるよう、派遣要請書の「2 対象児童生徒」と対応させ、2(1)、2(2)のように書き、個人名は記載しない。

(4) 活用報告書 (様式第3号) ※幼・小・中共通様式

(様式第3号)

巡回相談員活用報告書

※ 幼児児童生徒の個人名は記載しない。

学校名 \_\_\_\_\_ 校長氏名 \_\_\_\_\_

訪問期日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ 曜日)

巡回相談員 職名・氏名 \_\_\_\_\_

5 助言や援助の概要

※ 要請課題に対して受けた助言や援助を記入する。

1 主な日程

※ 訪問当日の時間と内容を簡潔に記入する。

2 校内支援体制の概要

※ 校内支援体制の状況を簡潔に記入する。  
 ※ 要請課題が幼児児童生徒の指導に関することであれば、個別の指導計画等の作成状況や活用状況についても記入する。

3 学級の概要  
 通常 特支(知的 自・情 弱視 難聴 肢体 病弱)

※ 学級の状況について○で囲む。必要に応じて幼児児童生徒の実態等を記入する。

4 要請課題

※ 1回の相談で複数の幼児児童生徒について要請している場合、そのことが分かるように記入する。

6 巡回相談員訪問に係る成果等

※ 特別支援教育巡回相談員から受けた助言等をどのように指導及び支援に生かし、その結果どのような変容が見られたかなどについて具体的に記入する。

※「6 巡回相談員訪問に係る成果等」には、巡回相談員訪問後の学校での取組等についても内容に含めて記載願います。

特別支援教育巡回相談員派遣に係る様式データ(P42~P43)は、右記QRコード(下北教育事務所ホームページ)からダウンロードすることができます。

